

2020年農林業センサス農林業経営体調査

結果の概要（確定値）～安曇野市版～

利用に当たって	2
用語の解説	3
結果の概要	10
1 農林業経営体数	
2 農業経営体	
（1）農業経営体数	
（2）経営耕地面積規模別にみた農業経営体数の状況	
（3）経営耕地面積の集積割合	
（4）農業経営体当たりの経営耕地面積の状況	
（5）農産物販売金額1位の出荷先別にみた農業経営体数の状況	
（6）農産物販売金額規模別の農業経営体数	
（7）農業経営組織別にみた農業経営体数の状況	
（8）農業生産関連事業の状況	
（9）青色申告を行っている農業経営体数	
（10）データを活用した農業を行っている農業経営体	
3 農家	
（1）農家数の推移	
（2）主副業別農家数（個人経営体）	
4 労働力	
（1）農業従事者・基幹的農業従事者数	
（2）年齢階層別基幹的農業従事者の構成（個人経営体）	
5 林業経営体	
保有山林面積規模別林業経営体数の構成割合	
統計表	10
1 農林業経営体数	
【図1】農林業経営体数（安曇野市）	
《表1》農林業経営体数（安曇野市）	
2 農業経営体	
《表2》農業経営体数	
【図2】法人化している農業経営体数（安曇野市）	
【図3】経営耕地面積規模別農業経営体数の増減率（安曇野市）	

- 【図4】経営耕地面積規模別の経営耕地面積集積割合（安曇野市）
- 【図5】農業経営体当たりの経営耕地面積（安曇野市）
- 《表3》農業経営体当たりの経営耕地面積（安曇野市）
- 【図6】農産物販売金額1位の出荷先別農業経営体数構成割合（安曇野市）
- 【図7】農産物販売金額規模別農業経営体数の増減率（安曇野市）
- 【図8】農業経営組織別農業経営体数の構成割合（安曇野市）
- 《表4》農業生産関連事業を行う農業経営体数（安曇野市）
- 《表5》青色申告を行っている農業経営体数（安曇野市）
- 《表6》データを活用した農業を行っている農業経営体数（安曇野市）

3 農家

- 【図9】農家数の推移（安曇野市）
- 【図10】主副業別農家数（安曇野市）

4 労働力

- 《表7》農業従事者・基幹的農業従事者数（安曇野市）
- 【図11】年齢別基幹的農業従事者の構成（安曇野市）
- 【図12】年齢別基幹的農業従事者の推移（安曇野市）

5 林業経営体

- 【図13】保有山林面積規模別林業経営体数の構成割合（安曇野市）

利用に当たって

- 1 この結果の概要の数値は「2020年農林業センサス」の確定値であることから、これまで農林水産省が公表した概数値等及び長野県が公表した概数値と異なる場合があります。
- 2 統計数値については、単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがあります。
- 3 構成比については、単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しないことがあります。
- 4 統計表中に用いた記号は以下のとおりです。
 - 「0」・・・単位に満たないもの（例：0.2ha→0ha）
 - 「-」・・・調査は行ったが、事実がないもの
 - 「↓」・・・減少したもの
 - 「X」・・・数値を秘匿したもの
 なお、「X」は3未満の調査客体に関する数値で、これをそのまま揚げると個々の調査客体の秘密が漏れる恐れがあるため秘匿した箇所となりますが、3以上の調査客体に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所は同時に秘匿してあります。

用語の解説

【農林業経営体調査】

(1) 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

露地野菜作付面積 15 a

施設野菜栽培面積 350 m²

果樹栽培面積 10 a

露地花き栽培面積 10 a

施設花き栽培面積 250 m²

搾乳牛飼養頭数 1 頭

肥育牛飼養頭数 1 頭

豚飼養頭数 15 頭

採卵鶏飼養羽数 150 羽

ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽

その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

- (3) 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3 ha以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。)

- (4) 農作業の受託の事業

- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200 m³以上の素材を生産した者に限る。)

農業経営体

農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体

農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

個人経営体

個人(世帯)で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

(2) 組織形態別

法人化している (法人経営体)	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。
会社	次のいずれかに該当するものをいう。
株式会社	会社法(平成17年法律第86号)に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法(平成7年法律第105号)に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各種団体	次のいずれかに該当するものをいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織(経済連等)が該当する。
森林組合	森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社(第3セクター)もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当する。
地方公共団体・ 財産区	地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。 財産区とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。

(3) 農業経営体

ア 土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地の取扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、
 県や町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
 しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはし

なかった。

(3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。

(4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。

(5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。

また、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法第43条に基づきコンクリート床など転換した農地は耕地とした。

(6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。

なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。

(7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。

(8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。

(9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけでなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

(1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。

(2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。

なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っている畑とした。

畑

耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。

なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。

樹園地	<p>木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。</p> <p>花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。</p> <p>なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。</p>
イ 農産物の販売	
農産物販売金額	<p>自ら生産した農産物を販売した場合、自ら生産した農産物を自らが又は共同で営む農業生産関連事業（加工品の製造、農家民宿、農家レストラン等）における原料として使用した場合に、肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。</p> <p>なお、農業生産関連事業における原料として使用した場合は、原料農産物の見積額とした。</p> <p>自給部分の見積金額は含まない。</p> <p>集落営農に参加しており、そこで生産した農産物の販売権等が集落営農側にある場合は、その農産物の販売金額は含まない。</p> <p>観光農園を営んでいる場合の入園（入場）料（入園料で農産物を一定量収穫させる場合のみ）は、農産物販売金額に含む。</p>
ウ 農業経営組織別	
単一経営	<p>農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。</p>
複合経営	<p>単一経営以外をいい、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割未満（販売のなかった経営体を除く）の経営体をいう。</p>
エ 農業経営の取組	
青色申告	<p>不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所轄税務署長の承認を受けた人が確定申告を行う際に、一定の帳簿を備え付け日々の取引を記帳し、その記録にもとづいて申告する制度をいう。</p>
正規の簿記	<p>損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいう。</p>
簡易簿記	<p>「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳を行っている場合をいう。</p>
現金主義	<p>現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいう。</p>
有機農業	<p>化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含まない。</p> <p>また、自然農法に取り組んでいる場合や有機JASの認証を受けていない方でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しないで</p>

	農業に取り組んでいる場合を含む。
農業経営を行うためにデータを活用	効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（財務、市況、生産履歴、生育状況、気象状況、栽培管理などの情報）を活用することをいい、次のいずれかの場合をいう。
データを取得して活用	気象、市況、土壌状態、地図、栽培技術などの経営外部データを取得するツールとしてスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話、新聞などを用いて、取得したデータを効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。
データを取得・記録して活用	「データを取得して活用」で取得した経営外部データに加え、財務、生産履歴、栽培管理、ほ場マップ情報、土壌診断情報などの経営内部データをスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話などを用いて、取得したものをこれに記録して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。
データを取得・分析して活用	「データを取得して活用」や「データを取得・記録して活用」で把握したデータに加え、センサー、ドローン、カメラなどを用いて、気温、日照量、土壌水分・養分量、CO ₂ 濃度などのほ場環境情報や、作物の大きさ、開花日、病気の発生などの生育状況といった経営内部データを取得し、専用のアプリ、パソコンのソフトなどで分析（アプリ・ソフトの種類、分析機能の水準などは問わない。）して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。

(4) 個人経営体

ア 主副業別

主業経営体

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

準主業経営体

農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

副業的経営体

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

農業専従者

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

イ 農業従事者等

基幹的農業従事者

自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

(5) 林業経営体

ア 保有山林の状況

保有山林 | 自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。

イ 素材生産

素材生産量 | 素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。
丸太の体積を表し、一般的には立方メートル（ m^3 ）の単位で表示する。

立木買いによる素材生産 | なお、立木買いによる素材生産量を含む。

立木買いによる素材生産 | 立木を購入し、伐木して素材生産することをいう。

(6) 総農家

農家 | 調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

販売農家 | 経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

自給的農家 | 経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前 1 年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

利用上の注意

(1) 統計表の数値については、集計値の原数を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

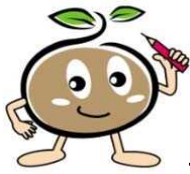
(2) 表中に用いた記号は、次のとおりである。

「 - 」：事実のないもの

「 ... 」：事実不詳又は調査を欠くもの

その他

確定した詳細な数値をホームページに掲載した後の正誤情報は、ホームページでお知らせする。



マスコットキャラクター「つっちー」

2020年農林業センサス結果の概要（確定値） （安曇野市 令和2年2月1日現在）

・ 農業経営体の減少が続く中で、法人化や規模拡大の進展が継続 -

結果の概要

1 農林業経営体数

農林業経営体数(令和2年2月1日現在)は2,587経営体で、5年前に比べて19.5%減少した。

このうち、農業経営体数は2,573経営体、林業経営体数は28経営体となり、5年前に比べてそれぞれ19.4%、48.1%減少した。

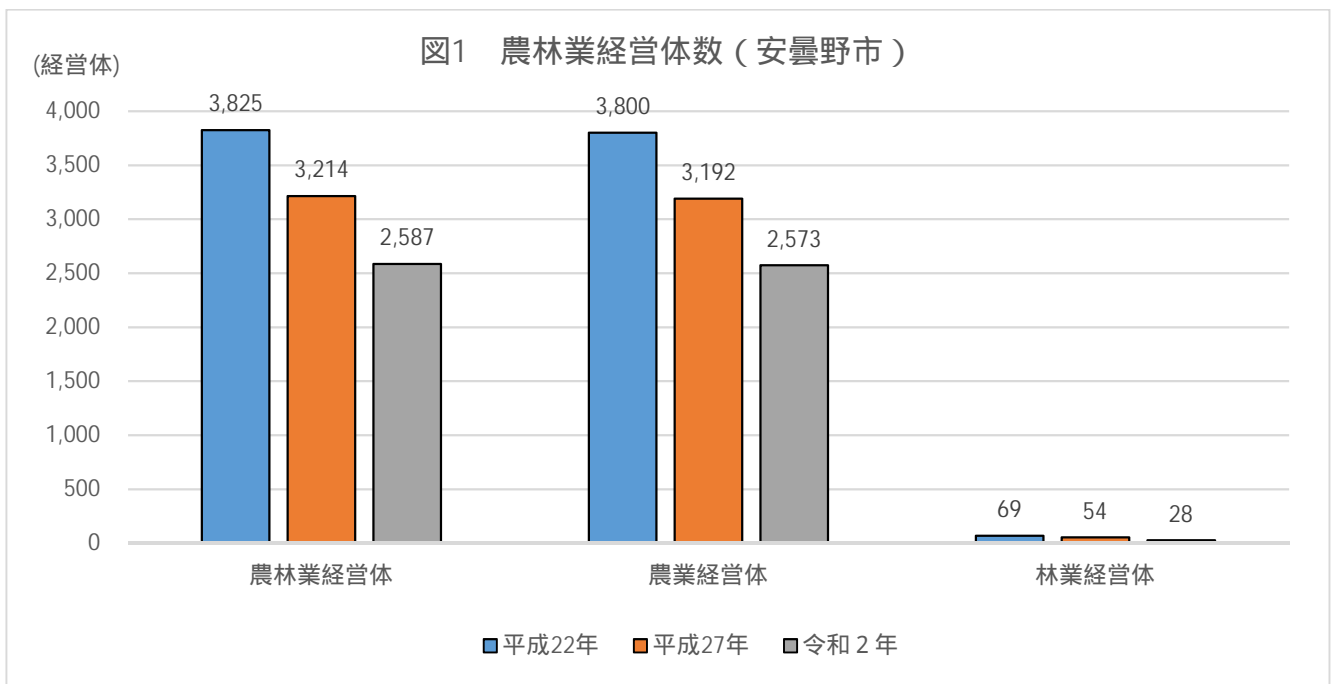


表1 農林業経営体数（安曇野市）

単位：経営体

区分	農林業経営体	農業経営体	林業経営体
平成22年	3,825	3,800	69
27	3,214	3,192	54
令和2年	2,587	2,573	28
増減率（%）			
平成27年/22年	16.0	16.0	21.7
令和2年/27年	19.5	19.4	48.1

注：農業経営と林業経営を合わせて営んでいる経営体があるため、農業経営体数と林業経営体数の合計と農林業経営体数は一致しない。

2 農業経営体

(1) 農業経営体数

農業経営体のうち、個人経営体数は2,505経営体で5年前に比べて19.9%減少し、団体経営体数は68経営体で3.0%増加した。

表2 農業経営体数（安曇野市）

単位：経営体

区 分	農業経営体	個人経営体	団体経営体	
			法人経営	
平成22年	3,800	3,747	53	31
27	3,192	3,126	66	57
令和2年	2,573	2,505	68	51
増減率（%）				
平成27年/22年	16.0	16.6	24.5	83.9
令和2年/27年	19.4	19.9	3.0	10.5

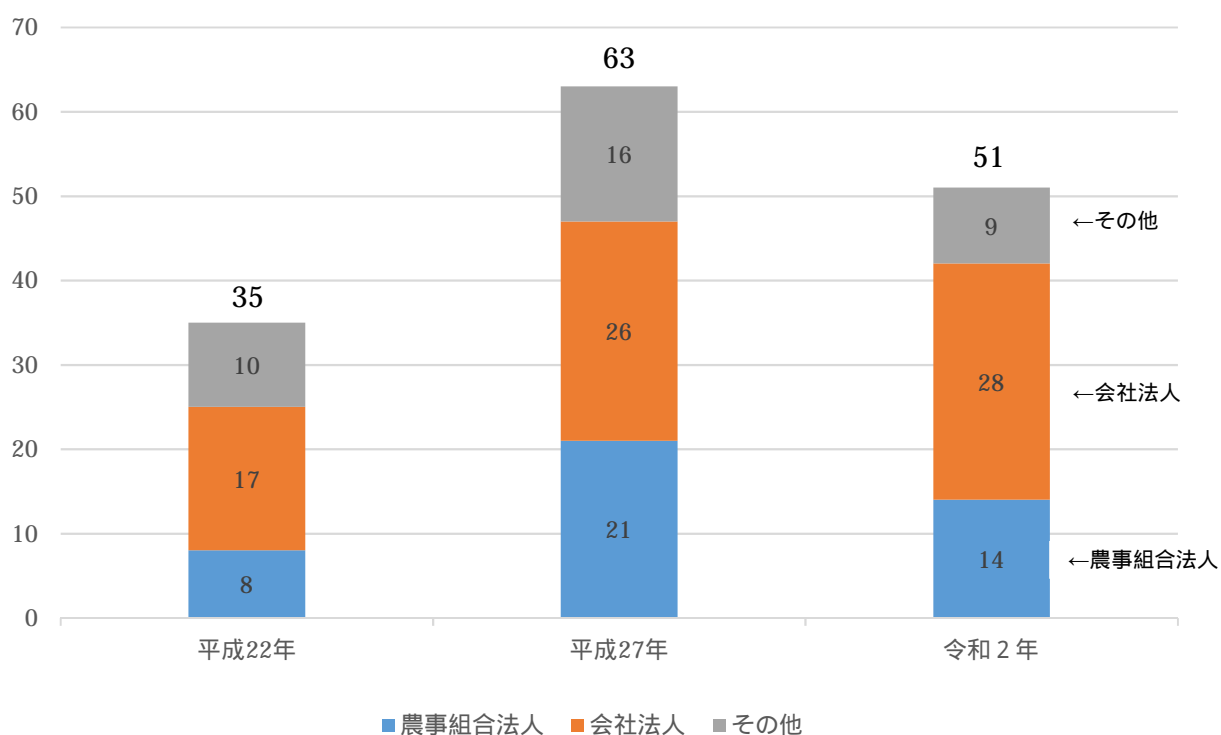
注：農業経営体とは、経営耕地面積30a又は農産物販売金額50万円相当以上（その他物的指標あり）の規模の農業経営を行うもの若しくは農作業受託を行うものである。

団体経営体の法人経営数は51経営体で、5年前に比べて10.5%減少した。この結果、団体経営体に占める法人経営の割合は75.0%となった。

また、法人経営の内訳をみると、会社法人数は28経営体、農事組合法人数は14経営体となり、5年前に比べてそれぞれ7.7%増加、33.3%減少した。

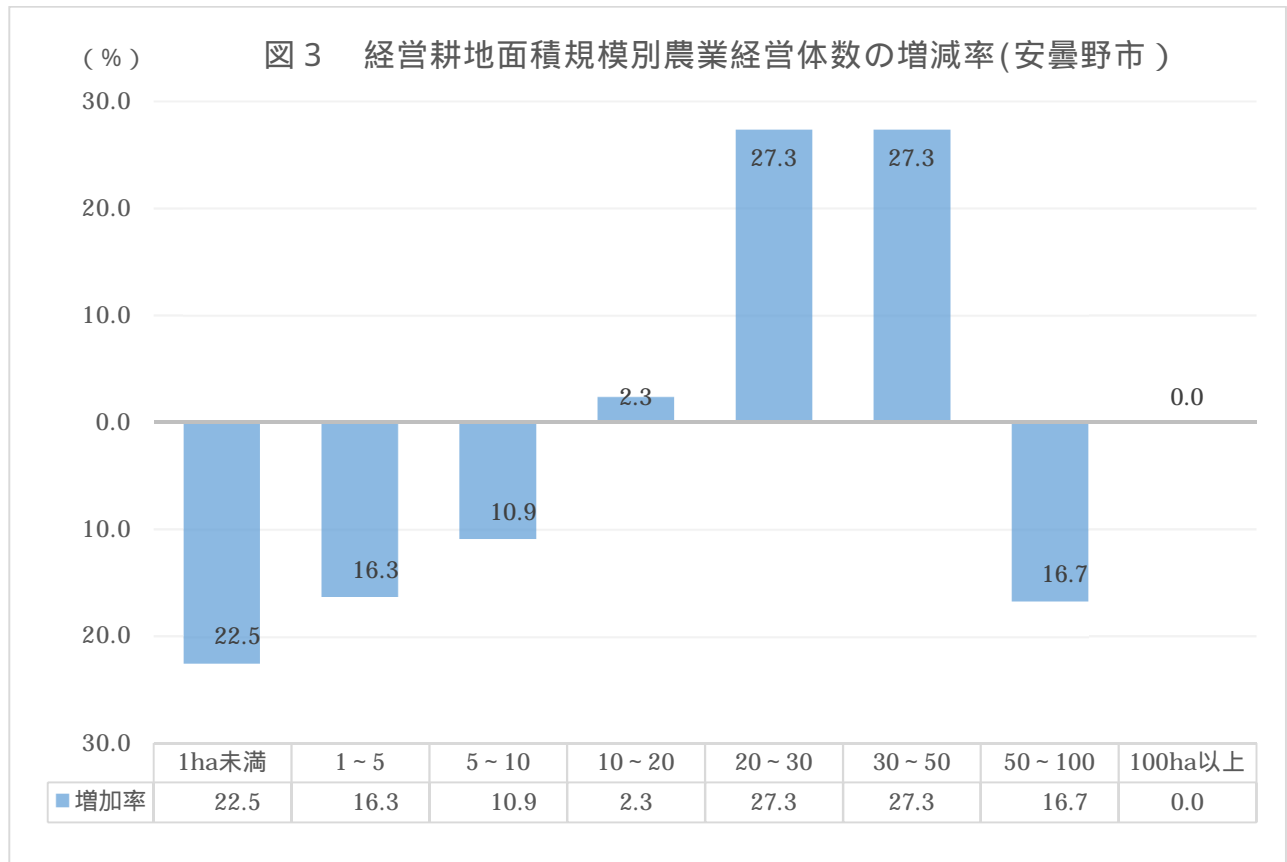
図2 法人化している農業経営体数（安曇野市）

(経営体)



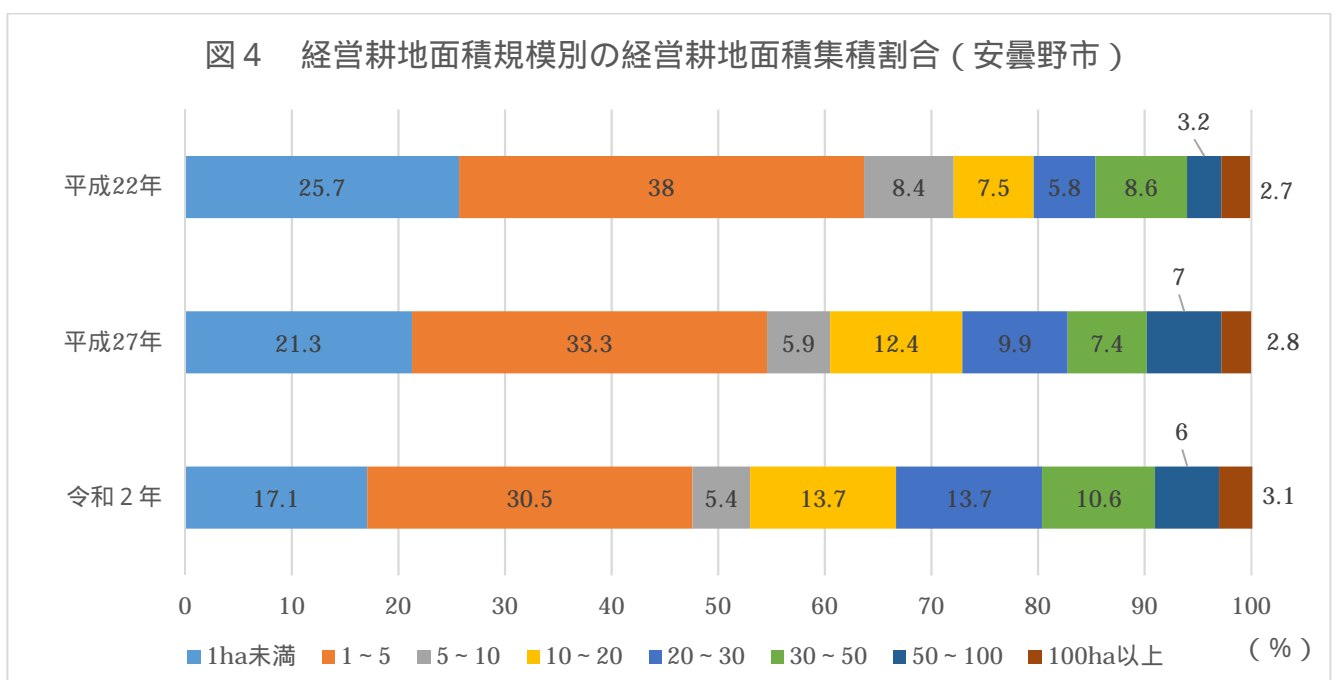
(2) 経営耕地面積規模別にみた農業経営体数の状況

経営耕地面積規模別に農業経営体数をみると、5年前に比べて10～50ha以上層で農業経営体数が増加した。



(3) 経営耕地面積の集積割合

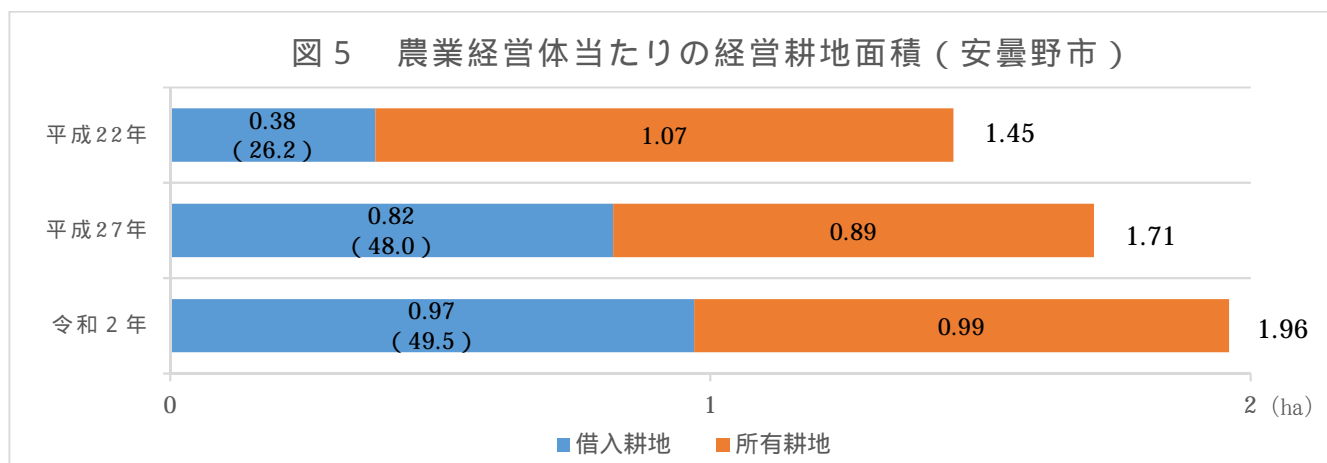
農業経営体の経営耕地面積規模別に経営耕地面積の集積割合をみると、5ha以上の農業経営体が52.5%を占め、5年前に比べて7ポイント上昇した。



(4) 農業経営体当たりの経営耕地面積の状況

経営耕地のある農業経営体の1経営体当たりの経営耕地面積は1.96haで、5年前に比べて14.6%増加した。

また、経営耕地面積に占める借入耕地面積の割合は49.5%となった。



注：()内の数値は経営耕地面積に占める借入耕地面積の割合である。

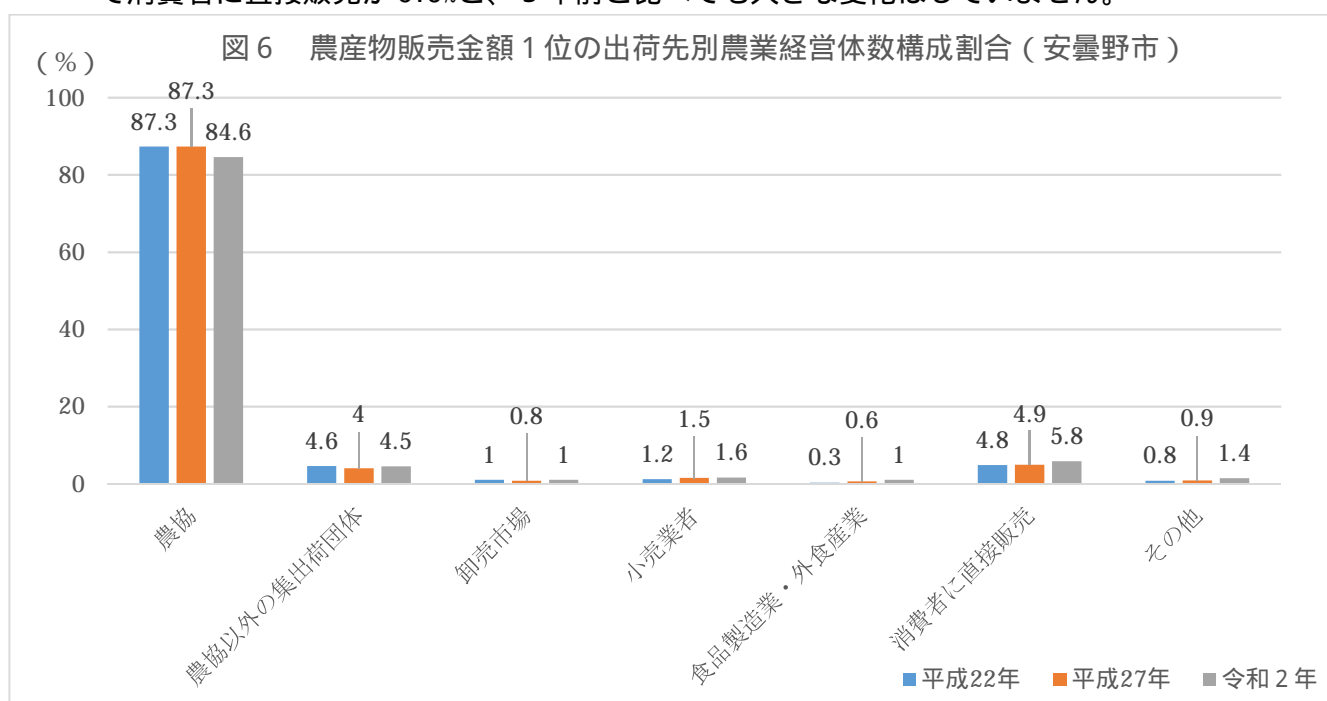
表3 農業経営体当たりの経営耕地面積（安曇野市）

単位：ha

区分	面積	借入	借入割合
平成22年	1.45	0.38	26.2%
27	1.71	0.82	48.0%
令和2年	1.96	0.97	49.5%

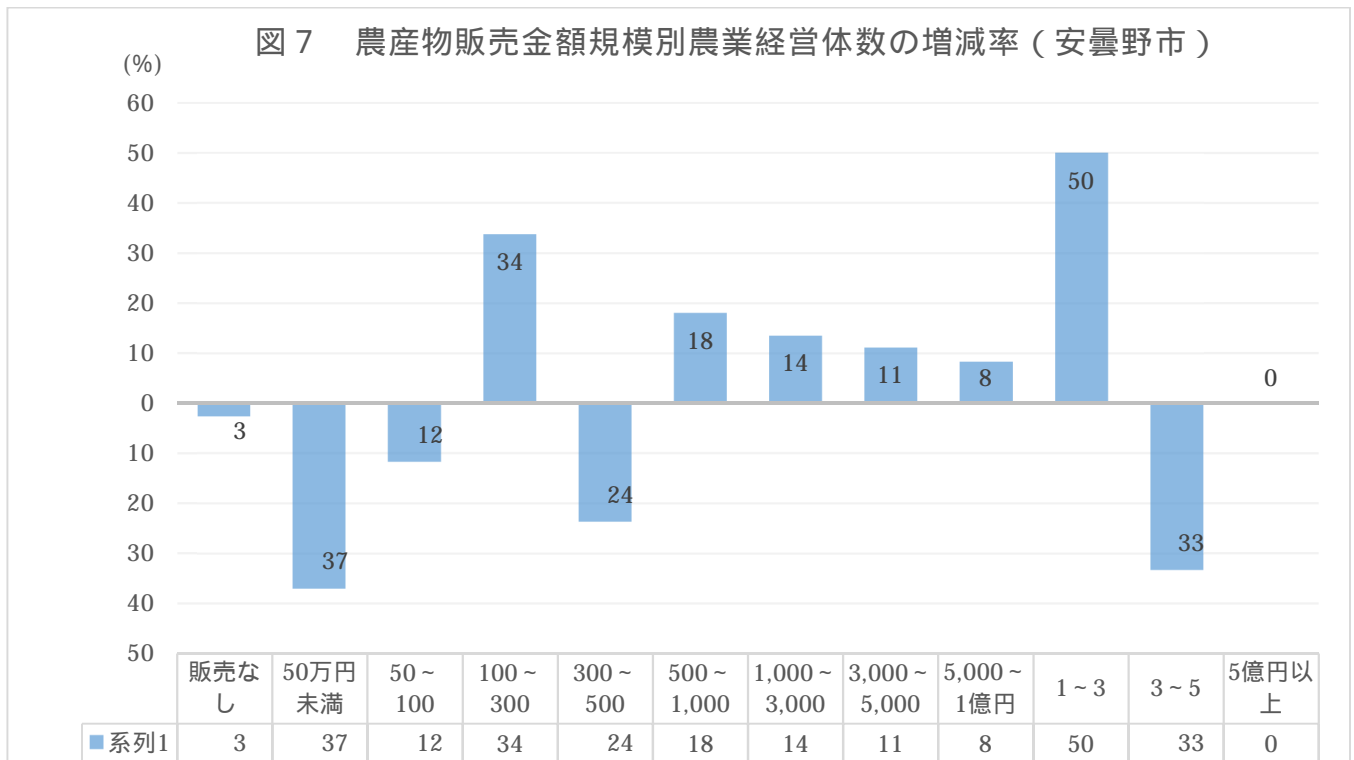
(5) 農産物販売金額1位の出荷先別にみた農業経営体数の状況

農産物販売金額1位の出荷先別に農業経営体数の構成割合をみると、農協が84.6%、次いで消費者に直接販売が5.8%と、5年前と比べても大きな変化はしていません。



(6) 農産物販売金額規模別の農業経営体数

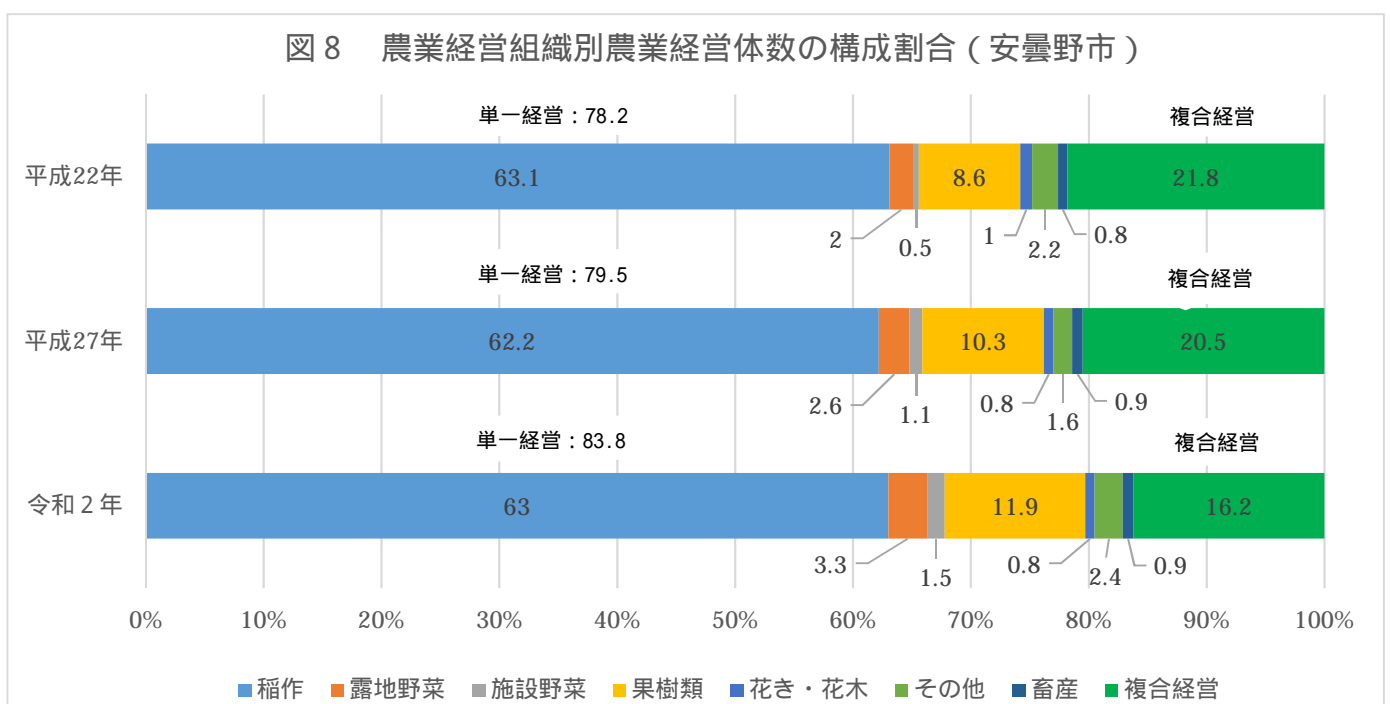
農産物販売金額規模別に農業経営体数の増減率をみると、5年前に比べ50万円未満で37%の減少、100～300万円までの層で34%増加した。



(7) 農業経営組織別にみた農業経営体数の状況

農業経営組織別に農業経営体数の構成割合をみると、単一経営（主位部門の農産物販売金額が8割以上の経営体）が83.8%となり、5年前に比べて4.3ポイント上昇した。

また、5年前に比べて稲作単一経営は0.8%の上昇、果樹類単一経営は1.6パーセントの上昇、露地野菜单一経営は0.7%上昇した。



(8) 農業生産関連事業の状況

農産物の直接販売や加工などの農業生産関連事業を行う農業経営体数は202経営体で、5年前に比べて64.9%減少しました。

表4 農業生産関連事業を行う農業経営体数（安曇野市）

単位：経営体

区分	農業生産関連事業を行っている実経営体	事業種類別（複数回答）					
		農産物の加工	小売業	貸農園・体験農園等	観光農園	農家民宿	農家レストラン
平成22年	726	72	684	19	21	2	6
平成27年	576	41	555	17	14	1	3
令和2年	202	99	102	3	13	11	5

(9) 青色申告を行っている農業経営体数（2020年新設調査）

青色申告を行っている農業経営体数は803経営体で、農業経営体に占める割合は31.2%となった。このうち、正規の簿記を行っている農業経営体数は425経営体で、農業経営体に占める割合は16.5%となった。

表5 青色申告を行っている農業経営体数（安曇野市）

単位：経営体

区分	計	青色申告を行っている				青色申告を行っていない
		小計	正規の簿記	簡易簿記	現金主義	
総数	2,641	839	461	288	90	1,802
農業経営体	2,573	803	425	288	90	1,770
団体経営体	68	36	36			32
構成比（%）						
総数	100.0	31.8	17.5	10.9	3.4	68.2
農業経営体	100.0	31.2	16.5	11.2	3.5	68.8
団体経営体	100.0	52.9	52.9			47.1

(10) データを活用した農業を行っている農業経営体（2020年新設調査）

データを活用した農業を行っている農業経営体数は380経営体で、農業経営体に占める割合は14.4%となった。

また、団体経営体についてみると、データを活用した農業を行っている経営体は24経営体で、団体経営体に占める割合は35.3%となった。

表6 データを活用した農業を行っている農業経営体数（安曇野市）

単位：経営体

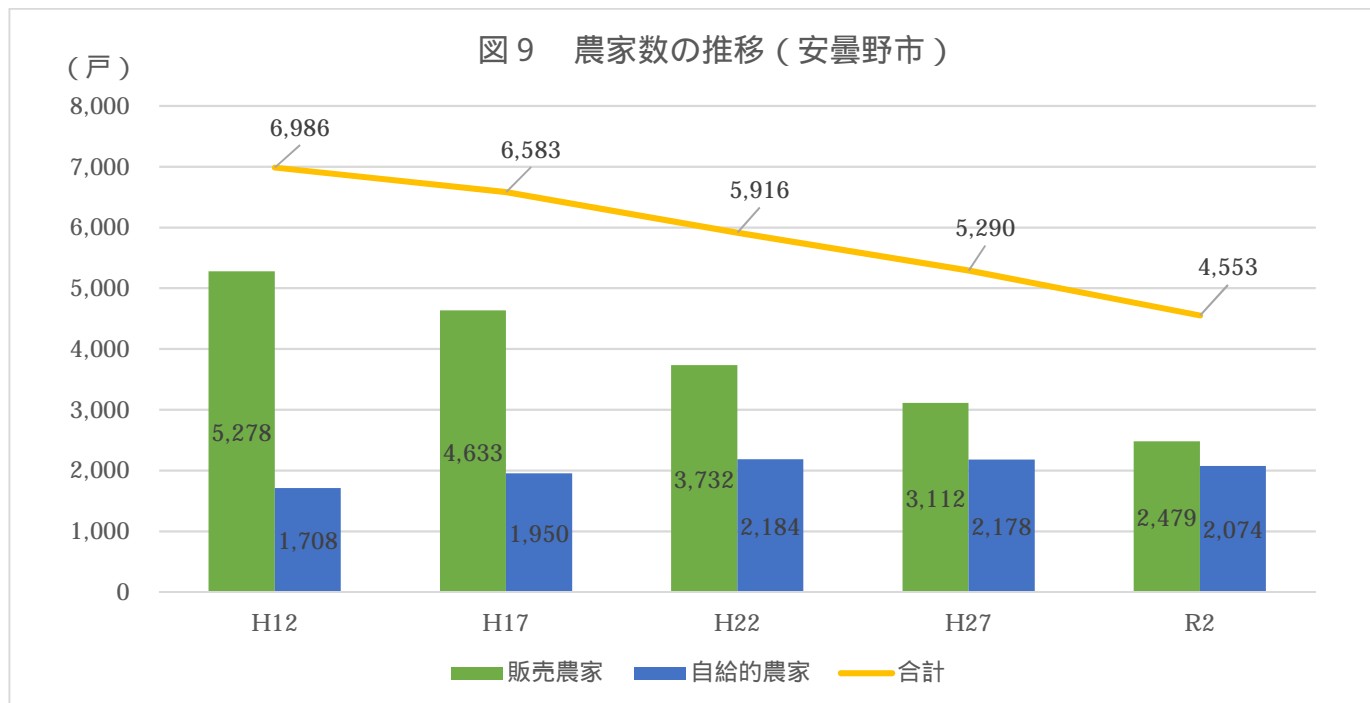
区分	計	データを活用した農業を行っている				データを活用した農業を行っていない
		小計	データを取得して活用	データを取得・記録して活用	データを取得・分析して活用	
総数	2,641	380	209	152	19	2,261
農業経営体	2,573	356	200	138	18	2,217
団体経営体	68	24	9	14	1	44
構成比（%）						
総数	100.0	14.4	7.9	5.8	0.7	85.6
農業経営体	100.0	13.8	7.7	5.4	0.7	86.2
団体経営体	100.0	35.3	13.2	20.6	1.5	64.7

3 農家

(1) 農家数の推移

農家数 4553 戸で、5 年前に比べて 737 戸（13.9%）減少した。

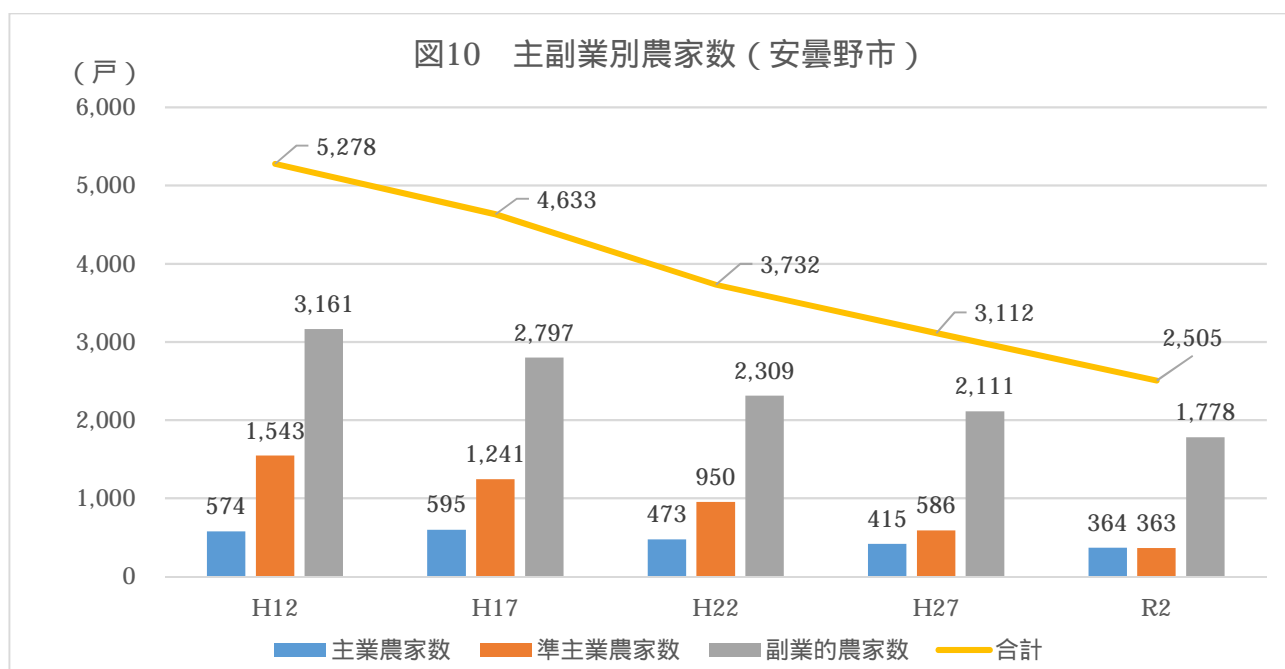
このうち、販売農家数は 2,479 戸、自給的農家数は 2,074 戸となり、5 年前に比べそれぞれ 20.3%、4.8% 減少した。



(2) 主副業別農家数（個人経営体）

農業経営体のうち個人経営体を主副業別にみると、主業経営体は 364 戸で 5 年前に比べて 51 戸（12.3%）の減少、準主業農家は 365 戸で 223 戸（38.1%）の減少、副業的農家は 1,778 戸で 333 戸（15.8%）の減少となった。

この結果、個人経営体に占める割合は主業農家が 14.5%、準主業農家が 14.5%、副業的農家が 71.0% となった。



4 労働力

(1) 農業従事者・基幹的農業従事者数

農業従事者（15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者）は6,261人で、5年前に比べて23.2%減少した。

基幹的農業従事者（ふだんの主な状態が「主に仕事＝農業」である者）は2,718人で、5年前に比べて27.5%減少した。

表7 農業従事者・基幹的農業従事者数（安曇野市）

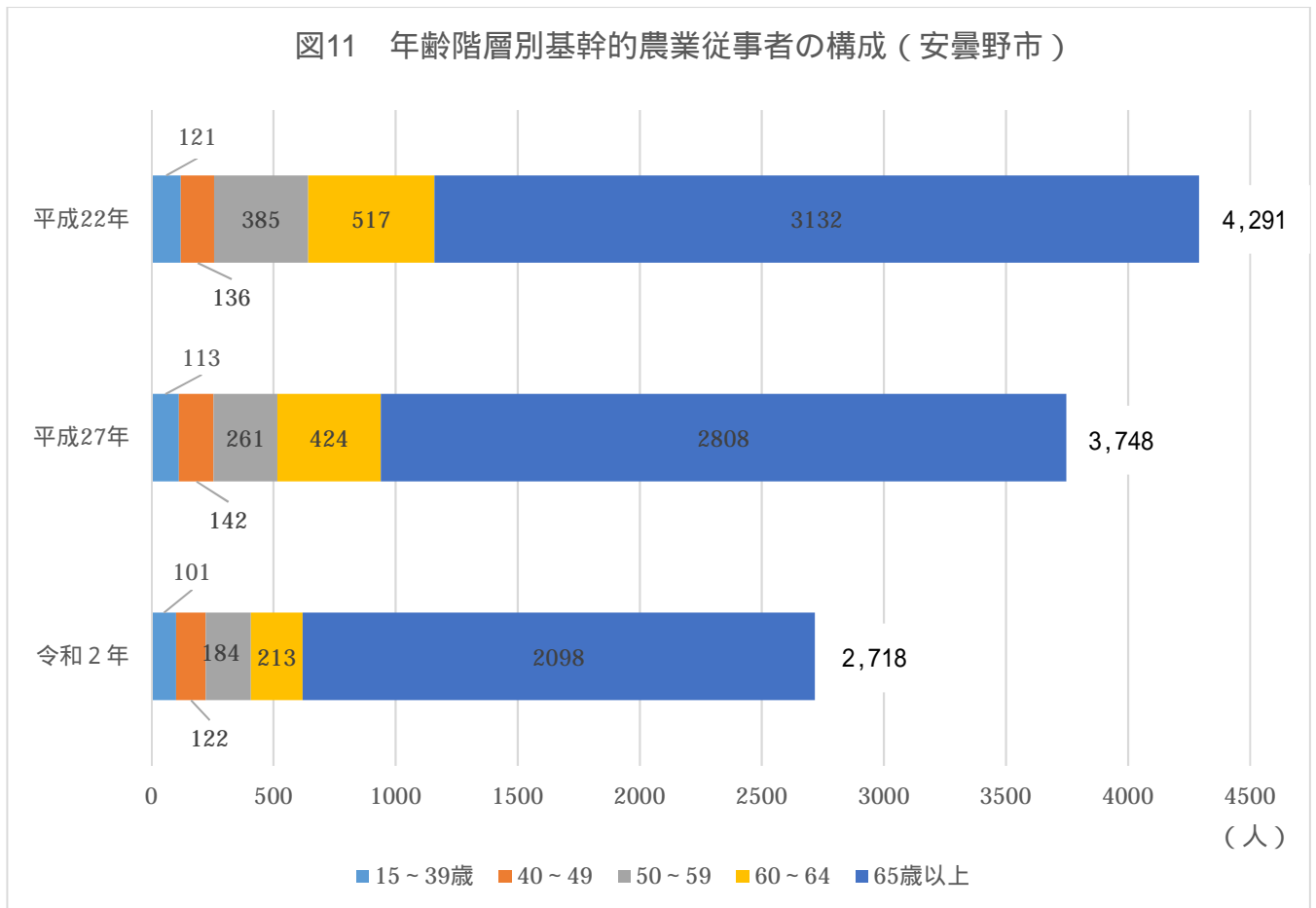
単位：人

	農業従事者	
	農業従事者	基幹的農業従事者
平成22年	10,749	4,291
27年	8,150	3,748
令和2年	6,261	2,718
増減率（%）		
平成27年/22年	24.2	12.7
令和2年/27年	23.2	27.5

(2) 年齢階層別基幹的農業従事者の構成（個人経営体）

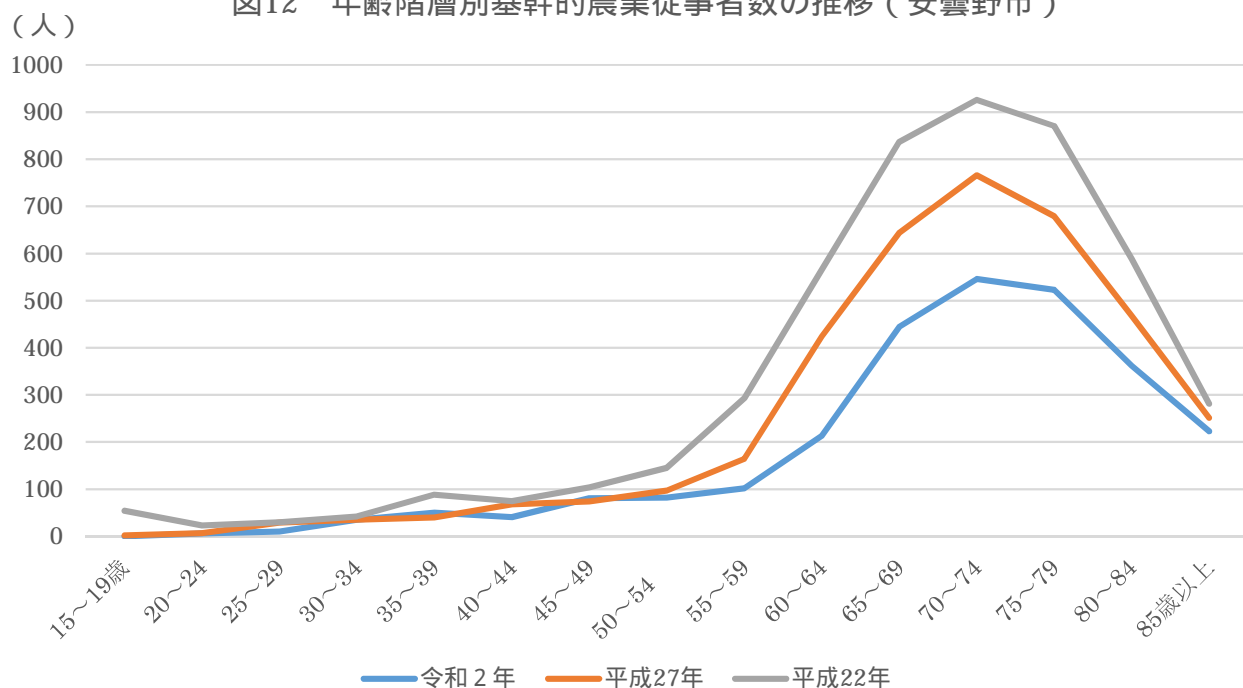
農業経営体のうち個人経営体の基幹的農業従事者（仕事「農業」が主で、主に自営農業に従事した世帯員）は2,718人で、5年前に比べ27.5%減少した。

図11 年齢階層別基幹的農業従事者の構成（安曇野市）



年齢階層別に基幹農業従事者の推移をみると、5年前に比べ、85歳未満の各層で減少しており、55歳から79歳の各層で大きく減少した。

図12 年齢階層別基幹的農業従事者数の推移（安曇野市）

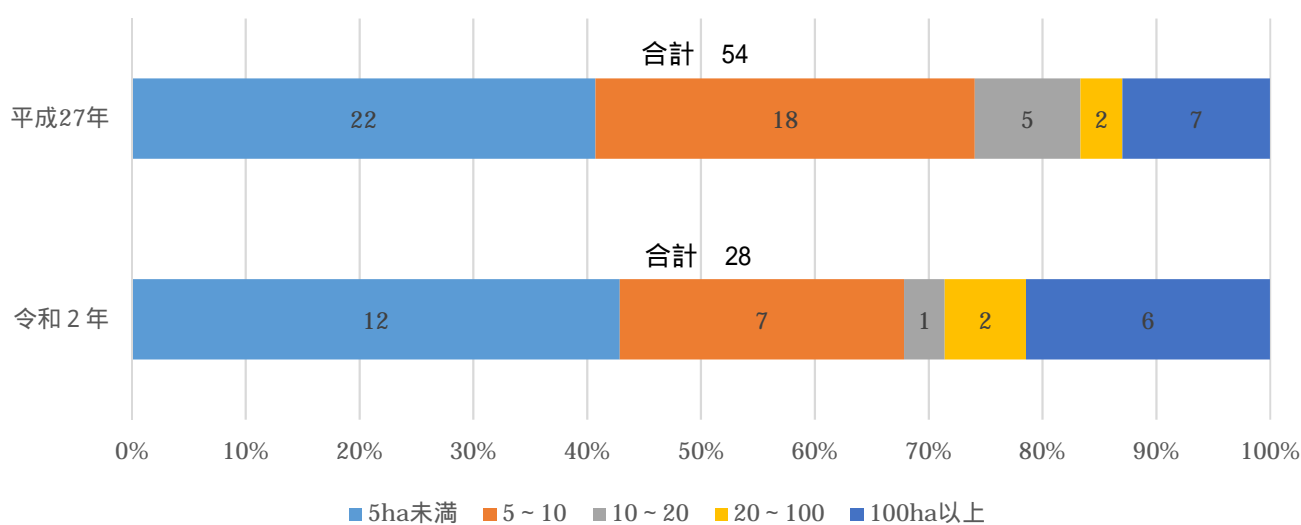


5 林業経営体

保有山林面積規模別林業経営体数の構成割合

保有山林面積規模別に林業経営体数の構成割合をみると、5ha未満が42.9%、次いで5~10haが25.0%、100ha以上が21.4%となった。

図13 保有山林面積規模別林業経営体数の構成割合（安曇野市）



注：林業経営体とは、権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施する者に限る。）または、委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業。